

生活習慣病予防健診実施機関の募集について (令和6年度)

全国健康保険協会管掌健康保険に加入する被保険者を対象とした生活習慣病予防健診実施機関を下記のとおり募集します。

1 東京支部における選定基準

原則として、以下の基準により選定する。

- ①協会が定める別紙1「選定基準」を満たすこと。
- ②関係法令及びガイドンス等に基づいた個人情報保護に関する規程を策定し、個人情報保護のための安全管理措置を講じていること。
- ③特定健診等の集合AまたはBの契約があること。あるいは、契約予定であること。
- ④全国健康保険協会東京支部と事業者健診データ作成の契約があること。または、直ちに契約が可能であること。
- ⑤インターネットを利用した健診事務（請求等）が実施できること。
- ⑥施設内に事務の責任者が常駐し、常時連絡がとれること。
- ⑦健診部門と一般診療部門が物理的に分離されていること。
- ⑧健診部門に医師・各技師等が配置されていること。
- ⑨胃X線検査及び胃内視鏡検査両方の実施が可能であり、上部消化管X線検査の実務経験のある放射線技師が配置されていること。
- ⑩生活習慣病予防健診を月に40件以上目標として実施すること。
- ⑪特定保健指導が実施できること。または、その予定があること。

2 健診の内容及び対象者

(1) 生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診の種類は一般健診、付加健診及び乳がん・子宮頸がん検診とし、別紙2「健診の基準」に沿って行う。健診対象者は全国健康保険協会の被保険者で、下記年齢に該当する者

ア 一般健診 当該年度において、35歳以上75歳未満の者

イ 付加健診 一般健診を受診する者のうち、当該年度において、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の者。

ウ 乳がん・子宮頸がん検診

a 乳がん検診

一般健診を受診する者のうち、当該年度において、40歳以上の偶数の年齢に達する女子。

b 子宮頸がん検診

一般健診を受診する者のうち、当該年度において、36 歳以上の偶数の年齢に達する女子。

また、子宮頸がん検診単独では、当該年度において、20 歳以上 40 歳未満の偶数の年齢に達する女子。

(2) 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス検査は、HCV 抗体検査、HBs 抗原検査、HCV 抗体の検出（省略可）を行う。HCV 抗体検査の判定によっては HCV 核酸増幅検査を実施

3 健診単価（令和 6 年度）

一般健診一人当たり 上限 18,865 円（自己負担額上限 5,282 円を含む）。

この他、付加健診・乳がん検診・子宮頸がん検診・肝炎ウイルス検査にも金額を定めています。※参考資料「令和 6 年度生活習慣病予防健診のご案内」

4 申請について

「全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診新規受託申請書」及び必要書類一式を全国健康保険協会東京支部にご提出ください。

5 選定の流れ

(1) 一次審査 提出書類による書面審査。

(2) 二次審査 一次審査の結果により、別途指定する日時に実地調査を実施。

(3) 選定結果 書面でお知らせいたします。

※当支部選定結果に対して、異議を申し立てることはできません。

また、選定結果いかにかわらず、申請書類及び添付書類一式の返却はいたしませんのでご了承ください。

6 契約予定年月日

令和 6 年度随時契約

7 申請書の配布・受付及びお問い合わせ先

〒164-8540 中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス 7 階

全国健康保険協会東京支部 保健グループ 担当：尾崎、海野

TEL：03-6853-6599

電話受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除く）

※申請を予定されている健診機関様は、先にご一報ください。